



2023年2月15日
全国港湾 22 発第 55 号
港運同盟発 23-第 3 号

一般社団法人 日本港運協会
会長 久保昌三 殿


全国港湾労働組合連合会
中央執行委員長 真島勝重 


全日本港湾運輸労働組合同盟
会長 日吉正博 

2023 年度 産別労働条件および産別協定の改定に関する要求書

経済活動とそれを支える物流が益々グローバル化する中で、港湾運送の社会的重要性が強く再認識されています。しかし、港湾労働者には、その重要性に相応しい労働環境と労働条件が伴っていません。これが、人財確保を困難にし、港湾労働の根幹を揺るがす問題となることを危惧すると言わざるを得ません。

こうした課題を解決するためには、政府の「価値創造のための転嫁円滑化施策(以下：政府施策)」の推進、22 春闘(仮)協定をはじめ、適正料金への改定・収受を一義的な前提として、労使が共生し続けていける方途を導き出すことが不可欠です。そして、物価の高騰からの港湾労働者の生活防衛も喫緊の課題です。

以上の立場から、2023 年度産別制度・労働条件の改定について下記の通り要求します。

記

1. 大幅賃上げ、並びに産別制度賃金の引き上げについて

(1) 港湾産業における基準内賃金を 30,000 円以上(或は 10%以上)引き上げるために、全国港湾並びに、港運同盟に加盟する各単組(支部など)の 23 年度賃金引き上げ要求に誠意をもって回答すること。

(2) 産別制度賃金の引き上げについて

- ① 産別制度賃金についての組合側要求に誠意をもって交渉し、「良好な労使関係を構築(22 春闘(仮)協定)」するために必要な労使協議を継続すること。
- ② 23 年度の産別最低賃金を、184,200 円(日額：8,010 円、時給：1,145 円)とすること(22 春闘要求と同水準)。

- ③ あるべき賃金を、別表の通り改定すること(22 春闘要求と同水準)。
- ④ 産別基準賃金を、全港・全職種適用とし、40 歳 368,900 円に改定すること(22 春闘要求と同水準)。
- ⑤ 検数・検定労働者の標準者賃金を 277,200 円に改定(現行協定の 10%引き上げ)し、これに到達すること。なお、この賃金は基準内賃金として適用し、その定義は、検数・検定小委員会における合意内容とする。

2. 魅力ある港湾労働の確立/労働諸条件の整備/人財不足対策について

(1) 「産別協定第 29 条(5.9 協定)」を以下の通り改定すること。

- ① 協定第 1 項に係わって、適用を、全港・全職種とすること。
- ② 協定第 1 項(1)～(3)を削除し、「土曜日は休日とする」と改定すること。
- ③ 協定第 2 項、及び第 3 項は、削除すること。
- ④ 上記①～③の措置に伴い、産別協定第 28 条を「休日は、日曜・土曜並びに…」と改定し、時間外労働基礎分母は 143 時間とすること。
- ⑤ なお、検査職種・関連職種において 20 年実施を合意している「5.9 協定に基づく週休二日制」を 22 年 4 月 1 日をもって実施し、日港協は適正料金支払いを含めた具体的な支援策を講じること。また、関連職種については、地区労使協議、個別元請事業者との協議を促進し(21 春闘協定)、22 年 4 月 1 日実施とすること。

(2) 時間外労働割増率を以下の通りとすること。

平 日 = - 深夜：150% 深夜：200%
 土曜・休日 = 昼間：150% 深夜：200% 深夜：250%
 日曜・祝日 = 昼間：150% 深夜：200% 深夜：250%

(3) 65 歳定年制(逡減なし)について「25 年を待たずに前倒しで実施するよう努力する(21 春闘協定)」にもとづき、各職種・各社で協議促進を図り実施すること。

(4) 年末年始特別例外荷役に係る労働条件を再検証し、「休日保障」を前提とし、やむなく就労する場合の労働条件の改定を行うこと。

(5) 港湾における「人財不足」問題の対策について、次の施策を検討し実施すること。

- ① 高校・大学への産業アピールと就職勧誘・支援の取り組み
- ② 港湾技能研修センター・港湾カレッジと連携した「奨学金制度」の検討と実施
- ③ その他、労使協議の中で考え得るすべての諸施策の実施

3. 港湾「合理化」に反対することによる、雇用と職域確保・拡大の課題について

(1) 「港湾の労使関係を見捨てた一方的な港湾「合理化」には反対であることを産別労使の基本スタンスとする(22 春闘(仮)協定)」との確認に基づき、機械化・自動化

をはじめ、港湾「合理化」の実情や、変化を現認する体制等に関する、労働組合諸機関の職場査察活動を保障すること。

(2) 職域・業域の確保・拡大、港湾労働法の全港・全職種適用について

- ① インランドデポ、港頭地区並びに隣接地区における大型物流倉庫を「港湾運送事業者の業域並びに、港湾労働者の職域となるよう(22 春闘(仮)協定)」具体化すべく、労使政策委員会として視察・現状把握の取り組みを具体化すること。
- ② 施設事案に関する事前協議で確認した作業体制の履行状況について、地区労使による総点検活動を行い、中央労使政策委員会がこれを集約し、上記①項の取り組みに資すること。また、この取り組み結果を、労政審港湾労働専門委員会に反映させ、次期5か年計画において「港運事業者に雇用された常用労働者の職域とする」と明記していくよう取り組むこと。
- ③ 事前協議の作業体制に関連を付記すること。

4. 安心・安全の港湾を確立していく課題について

(1) 感染症(新型コロナウイルス等)への対策について

- ① 感染症(新型コロナウイルス等)に関する確認書(20年6月30日付)3項で合意した「諸制度の整備については継続して協議」することに則り、新型コロナウイルスをはじめ感染症に対して、有給休業・PCR検査及び医療費補償を確認すること。
- ② 日港協は、新型コロナウイルス感染症を現行の2類区分から5類に替えないよう厚生労働省に要請すること。

(2) 45 f コンテナの搬出の際、海コン事業者が道路許可証を所持していることを港湾運営者(ターミナル運営者)が確認する体制を作り、安全・遵法運送を担保すること。

5. 港湾政策・政府・港湾管理者の進める諸施策に対する課題

(1) 非効率石炭火力発電施設の休・廃止の政府施策に対し、国交省・厚労省・エネ庁、電気事業連合会(電力会社)、港湾産別労使で構成する、政労使会議を設置し、実効ある事業存続措置・雇用の確保策を確立すること。

(2) 国交省が進める「人員不足対策(アクションプラン)」にある、いわゆる「お手伝い特例」に反対し、国交省に対し再考することを強く求めること。

(3) 政府・港湾管理者・大手デベロッパーが推進する港湾地域再開発等について

- ① 港湾地域の再開発については、当該地区労使並びに中央労使の合意を前提とするよう、再開発を進める関係者に周知徹底すること。
- ② 港湾労働者の雇用・職域、仕事そのものに重大な影響を与えると懸念する場合は、事前協議を不可欠な要件として措置すること。

(4) 港湾運送・港湾労働に係る法改正を含めた諸施策を「労使で精査・協議する体制(22 春闘(仮)協定)」の確立について

- ① 労使政策委員会を定例的に開催し、政府などの諸施策について検討すること。
- ② 地区において、港湾安定化協議会の活性化を図り、過度な規制緩和や港運秩序の維持への取り組みに資すること。

(5) 港湾労働者転職資金制度の拡充について

- ① 港湾労働者転職資金制度の凍結(1997 年)を解除し、今日的課題に沿った拡充を図ること。
- ② この制度の目的を「政策転換や政府施策など事業者の責によらないことに起因する事業継続の困難性に対する制度」とし、当該、事業者への貸付金、労働者に対する給付金、当該地区内における雇用の斡旋、転職を余儀なくされた場合の資金の給付」を骨子として整備すること。

6. 22 春闘(仮)協定に則り実施(実行)すべき事項

下記は、22 春闘(仮)協定で実施を確認した事項で、既に具体化されているべき課題である。よって、23 春闘中においても協議を進め、具体化を図ることを求める。

(1) 認可料金の復活・適正料金確保を目指す労使の取り組み

- ① <22 春闘(仮)協定第1項-(1)-②> 政府の「価値創造のための転嫁円滑化施策(以下：政府施策)」の推進に直ちに取り組み、港湾労働者の賃金引上げ・労働条件を担保すること。その際、船社(船社団体)への申し入れに留まらず、広く荷主(荷主団体)、関係行政に対しても取り組み、組合側の諸要求に誠意をもって回答すること。
- ② <22 春闘(仮)協定第6項-(2)> 適正料金収受プロジェクトチーム(以下：P/T)によるトラック事業の標準運賃制度に係る講習の場をもち、これを契機に、P/Tとして、所管行政への取り組みを促進すること。

(2) 産別協定・確認書などの編纂

<21 春闘協定第5項> 魅力ある港湾労働を基礎となる産別労使協定(確認書・議事録)の編纂作業を促進し、23 年 10 月を目途に完成を目指すこと。

(3) 検査事業の指定事業体に係る課題について、21 春闘協定、及び、22 春闘(仮)協定以降の労使協議をふまえ、23 春闘団交中においても労使協議を行い、課題の解決に到達すること。

(4) 検査職種に係る諸課題の早急な解決について

- ① 指定事業体において検査業務に就労し、48 歳以上で本体検査事業者に入会した労働者の「港湾労働者年金の適用とする制度改定の可否について(22 春闘(仮)協

定)」、直ちに専門委員会を設置し、解決すること。

② 「標準者賃金の適用者要件、『年齢 35 歳・有資格者』とする改定を前提(22 春闘(仮)協定)」とする検数・検定小委員会における協議を直ちに行い、23 年4月1日より実施すること。

(5) 港湾労働法適用問題労使検討会を直ちに開催し、全港・全職種適用の合意(18 春闘協定)の再確認の上で、関係行政との協議、労政審港湾労働専門委員会に進むよう取り組むこと。

(6) 安心・安全の課題について

① 「放射線被害対策健康診断制度(仮称)を創設する(22 春闘(仮)協定)」ために、中央安全専門委員会で検討し、23 年4月1日に制度運営を開始すること。

② 労災補償に関し、遺族補償・障害等級1～3級について 4,000 万円とする日港協傘下事業者の取り組み状況と進捗をWGにおいて検証し、産別労災補償制度確立に資すること。

<労働災害企業内補償の産別最低基準要求 @=万円>

遺族補償	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
4,000	4,000	4,000	4,000	2,750	2,360	2,000	1,670
	8級	9級	10級	11級	12級	13級	14級
	1,180	910	710	520	370	240	130

以上

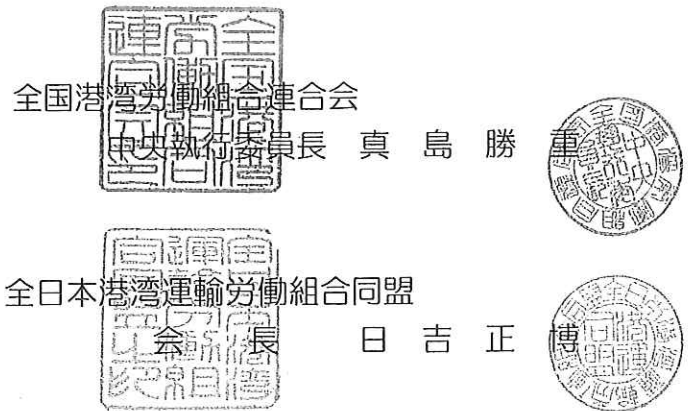
<添付> 23 春闘要求書別添/23 年度あるべき賃金

別表 23春闘 産別あるべき賃金要求表

現行 23春闘要求
産別最低賃金: 164,000/168,920 184,200

年齢	現行あるべき賃金			23春闘 あるべき賃金要求		
	基本給	その他手当	基準内賃金	改訂基本給	その他手当	改訂基準内
18	159,200	25,000	184,200	168,800	25,000	193,800
19	161,600	32,000	193,600	171,300	32,000	203,300
20	164,000	39,000	203,000	173,900	39,000	212,900
21	166,500	41,000	207,500	176,500	41,000	217,500
22	169,000	43,000	212,000	179,200	43,000	222,200
23	171,400	45,000	216,400	181,700	45,000	226,700
24	173,900	47,000	220,900	184,400	47,000	231,400
25	176,600	49,000	225,600	187,200	49,000	236,200
26	178,900	51,000	229,900	189,700	51,000	240,700
27	181,300	53,000	234,300	192,200	53,000	245,200
28	184,100	55,000	239,100	195,200	55,000	250,200
29	186,400	57,000	243,400	197,600	57,000	254,600
30	188,900	68,000	256,900	200,300	68,000	268,300
31	192,300	72,000	264,300	203,900	72,000	275,900
32	195,800	76,000	271,800	207,600	76,000	283,600
33	199,300	80,000	279,300	211,300	80,000	291,300
34	202,900	84,000	286,900	215,100	84,000	299,100
35	206,400	95,000	301,400	218,800	95,000	313,800
36	209,900	100,000	309,900	222,500	100,000	322,500
37	213,400	105,000	318,400	226,300	105,000	331,300
38	216,900	110,000	326,900	230,000	110,000	340,000
39	220,400	115,000	335,400	233,700	115,000	348,700
40	223,900	130,000	353,900	237,400	130,000	368,900
41	227,400	135,000	362,400	241,100	135,000	376,100
42	230,800	140,000	370,800	244,700	140,000	384,700
43	234,400	145,000	379,400	248,500	145,000	393,500
44	237,900	150,000	387,900	252,200	150,000	402,200
45	241,400	165,000	406,400	255,900	165,000	420,900
46	243,900	170,000	413,900	258,600	170,000	428,600
47	246,400	175,000	421,400	261,200	175,000	436,200
48	248,900	180,000	428,900	263,900	180,000	443,900
49	251,300	185,000	436,300	266,400	185,000	451,400
50	253,900	200,000	453,900	269,200	200,000	469,200
51	256,200	202,000	458,200	271,600	202,000	473,600
52	258,700	204,000	462,700	274,300	204,000	478,300
53	261,300	206,000	467,300	277,000	206,000	483,000
54	263,700	208,000	471,700	279,600	208,000	487,600
55	266,200	210,000	476,200	282,200	210,000	492,200
56	266,200	210,000	476,200	282,200	210,000	492,200
57	266,200	210,000	476,200	282,200	210,000	492,200
58	266,200	210,000	476,200	282,200	210,000	492,200
59	266,200	210,000	476,200	282,200	210,000	492,200
60	266,200	210,000	476,200	282,200	210,000	492,200
61				282,200	210,000	492,200
62				282,200	210,000	492,200
63				282,200	210,000	492,200
64				282,200	210,000	492,200
65				282,200	210,000	492,200

一般社団法人 日本港運協会
会長 久保昌三 殿



港湾労働者の命と安全を確保するために 港湾を兵站基地にしないことを求める要求書

港湾は国民経済を支える物流の重要なインフラであり、港湾労働者はそれを担う社会的使命を負っていると考えています。

政府は「安保3文書」を見直し、「平素から地方公共団体・企業を含む政府内外の組織が安全保障に対する理解と協力を深める取り組み」を推進し、「既存の空港・港湾等を運用基盤として使用するための必要な措置」をとるとしています。また、「自衛隊・海上保安庁のニーズにもとづき、空港・港湾の公共インフラの整備を強化する」とも明記しました。

もとより、私たちは平和のもとで暮らし働くことを望み、敵基地攻撃能力の保有を政府施策の柱に位置付けて安保政策の転換を図る政権の外交・安保政策に強い懸念を持っています。それは、一旦、戦端が開かれれば港湾は兵站基地となり重要な攻撃対象となることは明らかで、港湾労働者の命と安全が脅かされることになるからです。

私たちは、港湾と港湾運送が平和のもとで存在し営み続けられることを切に願っています。

以上の立場から、下記の通り要求しますので、誠意ある回答を示されるよう求めます。

記

1. 港湾労働者の安心・安全を確保するために、港湾を兵站基地(軍事利用)にしないようあらゆる措置を講ずること。

以上